

[illegible]

3	R7. 6. 24	R7. 7. 8	請求人が3つの捏造トラブル事案により令和6年9月4日付で違法かつ不当な懲戒免職処分を受けた事案について、同年3月1日に送信したメールで請求人が証拠資料付きで自身が当該事案の被害者であることを証明した上で、請求人を非違行為者扱いして総務局コンプライアンス推進部に捏造報告した虚偽告訴者の服務監察の実施を求めたにも関わらず、自身の当該虚偽告訴行為については何の証拠も提示せずに「正当な行為」として服務監察を受けなかった会計管理局管理職の極悪職権濫用犯罪隠蔽行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理 部総務課
4	R7. 7. 3	R7. 7. 16	都庁職員である請求人が不当な人事評価を受けていたパワーハラスメント事案において、請求人が定期評定本人開示の評定結果に係る苦情申し立てを行い、その際に第三者委員会の設置による公正な調査の実施を要求したにも関わらず、これを無視して身内管理職間の馴れ合い出来レース調査を強行して、当該不当評価を「問題なし」と報告することにより、請求人への不当な人事評価を組織ぐるみで揉み消した会計管理局管理職の極悪職権濫用パワーハラ隠蔽行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理 部総務課

5	R7.7.9	R7.7.16	請求人が3つの捏造トラブル事案により令和6年9月4日付で違法かつ不当な懲戒免職処分を受けた事案について、原告を非違行為者に仕立て上げるために総務局所属の警備員や依頼した私立探偵等に原告を監視させてその行動パターンを把握した上で、「当たり屋」を使って原告を偶然を装ったトラブルに巻き込んで、当該トラブル事案に係る捏造事故報告を監察機関である総務局コンプライアンス推進部に行った会計管理局管理職の極悪トラブル捏造虚偽告訴行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）							1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課
6	R7.7.17	R7.7.30	3つの捏造トラブル事案により請求人が令和6年9月4日付で違法かつ不当な懲戒免職処分を受けた事案に関して、請求人が令和7年7月9日の来庁時に「自身のパワハラ被害報告書（証拠資料付き）提出に対して何の反論も展開しなかったにもかかわらず、『全く反省していない』ことを理由として一方的に処分に科した都庁の判断等の根拠」を追及した際に、「我々が処分したわけではないから分からない」という責任転嫁の対応に終始した挙句に、この不誠実極まりない対応を批判した請求人に逆切れして脅迫ととれる発言を行った会計管理局人事担当職員の暴言非行行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）							1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。